

本別町新型コロナウイルス感染症 販売促進折込支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が急減した町内中小企業者に対して、販売促進折込に係る経費を補助します。

※この事業は本別町から助成を受けて実施いたします

◆補助対象者（以下の要件をすべて満たすもの）

- （１）町内に住所を有し、町内で営業する中小企業者で、北海道が定める「新北海道スタイル」を実践し、引き続き営業を継続していく意思があるもの
- （２）中小企業信用保険法（昭和25年法律264号）第2条第1項に定める中小企業者
- （３）町税及び国民健康保険税の滞納がなく、本別町暴力団排除条例（平成25年条例第3号）第2条第1号、第2号又は第3号に該当しないもの

◆補助対象経費及び交付額

交付限度額	備 考
1事業所あたり3万円／1回	交付回数は最大4回までとする

令和4年4月1日から令和5年3月11日までに支払いが完了したものが対象となります。

◆申請方法（提出書類等）

- ・補助交付申請書（本別町役場企画振興課または本別町商工会にあります）
- ・販売促進折込の内容、支払日が確認できる書類（領収書の写し）

◆提出先 本別町商工会

申 請 受 付 期 間

令和4年5月16日（月）～ 令和5年3月17日（金）

問い合わせ 本別町商工会 ☎22-2529